

**重要** 8月1日以降の国土交通省発注工事

# 社会保険未加入業者の 排除が決定!

(元請け・一次)

## 対策期限まであと3年

国土交通省は2017年3月までに建設業許可を持つ事業者(法人および5人以上の労働者を雇用する個人事業所)の社会保険加入率を100%とすることを決定しました。年度を追って規制が強化されます。

年々厳格化!

2014年度 加入指導強化期間

2015年度 加入指導強化期間

2016年度 適用事業所への優先発注

2017年度 未適用事業所の現場立入禁止

今のままだと  
現場に  
入れない?

### 国交省・東京都のはたらきかけ

- 国交省発注工事への未加入業者排除
- 建設業許可の更新時に社保未加入は指導と年金事務所への通報
- 将来的には営業停止処分の可能性

文書による加入指導に従わず、6カ月を経過した場合は、年金事務所に通報されます。

全従業員へ  
すすむ!  
加入チェックと指導  
強化!!

### 厚労省・年金事務所の取り締まり

- 法務局より法人データを取り寄せ 社会保険未加入事業所の摘発強化
- 最大2年のさかのぼりによる強制適用

年金事務所の指導に従わず、立入調査→強制適用の場合、2年遡及、保険料を請求されます。

### 元請け・ゼネコンなどによる指導強化

- 下請に対する加入チェックと指導
- 2017年には、社保未加入事業者と契約をおこなわないことを申し合わせ

事前に  
チェック

## こんな困ったことありませんか?

- 元請け、一次業者などから、社会保険加入状況の調査報告書の提出を求められている。
- 年金事務所、行政書士、社労士などから社会保険へ加入するように、厳しく指導されている。
- 親会社から、社会保険番号の記載を伴った労働者名簿の提出を求められている。
- 元請けゼネコンから「社会保険未適用事業所は現場に入れない」と言われている。
- 建設業許可の更新が迫っている。または6カ月以内に更新した。
- 社会保険料(法定福利費)を試算してほしい。
- 協力会社(下請業者)の相談にのってほしい。
- 社会保険料を別枠で請求したら拒否された。

1つでもあてはまる方は

## 4保険の適用要件は

### 1 労災保険

労基法上の労働者であれば1日単位でも適用

### 2 雇用保険

31日以上の雇用見込みがあり、所定労働時間が週20時間以上の労働者

### 3 健康保険

法人の代表取締役及び常勤の法人役員・パート・アルバイトを含む労働者(法人事業所及び常時5人以上雇用する個人事業所で2カ月以上雇用し、労働時間が所定労働時間の3/4以上)

### 4 厚生年金

法人の代表取締役及び常勤の法人役員・パート・アルバイトを含む労働者(法人事業所及び常時5人以上雇用する個人事業所で2カ月以上雇用し、労働時間が所定労働時間の3/4以上)

大切な従業員・職人さんや会社を **守る** ために、  
まずはお気軽に東京土建府中国立支部へご相談ください!